

議案第 8 号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、医療の高度化や被保険者の高齢化による医療費の増加に対応し、将来に渡って安定した国民健康保険の運営をしていくため及び国民健康保険の広域化により愛知県に国民健康保険事業費納付金を納付するため、税率等を改正することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同条第3項中「第1項」の次

に「第2号」を加え、「及び資産割額」を削り、「合計額」を「合算額」に改め、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」及び「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の4.0」を「100分の4.35」に改める。

第5条中「2万4,000円」を「2万6,700円」に改める。

第6条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「2万4,000円」を「2万100円」に改め、同条第2号中「1万2,000円」を「1万50円」に改め、同条第3号中「1万8,000円」を「1万5,075円」に改める。

第7条中「100分の1.5」を「100分の1.75」に改める。

第8条を次のように改める。

#### 第8条 削除

第9条中「7,800円」を「9,300円」に改める。

第11条中「100分の1.1」を「100分の1.60」に改める。

第12条を次のように改める。

#### 第12条 削除

第13条中「7,800円」を「1万1,100円」に改める。

第14条中「7,200円」を「5,700円」に改める。

第26条第1号ア中「1万6,800円」を「1万8,690円」に改め、同号イ(ア)中「1万6,800円」を「1万4,070円」に改め、同号イ(イ)中「8,400円」を「7,035円」に改め、同号イ(ウ)中「1万2,600円」を「1万553円」に改め、同号ウ中「5,460円」を「6,510円」に改め、同号オ中「5,460円」を「7,770円」に改め、同号カ中「5,040円」を「3,990円」に改め、同条第2号ア中「1万2,000円」を「1万3,350円」に改め、同号イ(ア)中「1万2,000円」を「1万50円」に改め、同号イ(イ)中「6,000円」を「5,025円」に改め、同号イ(ウ)中「9,000円」を「7,538円」に改め、同号ウ中「3,900円」を「4,650円」に改め、同号オ中「3,900円」を「5,550円」に改め、同号カ中「3,600円」を「2,

850円」に改め、同条第3号ア中「4,800円」を「5,340円」に改め、同号イ(ア)中「4,800円」を「4,020円」に改め、同号イ(イ)中「2,400円」を「2,010円」に改め、同号イ(ウ)中「3,600円」を「3,015円」に改め、同号ウ中「1,560円」を「1,860円」に改め、同号オ中「1,560円」を「2,220円」に改め、同号カ中「1,440円」を「1,140円」に改める。

第29条第2項中「を提示しなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p><u>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」</u></p>	<p>(課税額)</p> <p><u>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p>

新	旧
<p><u>という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p>	
<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は54万円とする。</p>	<p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は54万円とする。</p>
<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後</p>	<p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後</p>

新	旧
<p>期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p>	<p>は、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p>
<p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は16万円とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p>	<p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（<u>国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。</u>）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び<u>資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は16万円とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p>
<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下において「<u>基礎控除後の総所得金額等</u>」という。）に<u>100分の4.35</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下において「<u>基礎控除後の総所得金額等</u>」という。）に<u>100分の4.0</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p>	<p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p>
<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万6,700円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p>	<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万4,000円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p>
<p>第6条 略</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世</p>	<p>第6条 略</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（<u>昭和33年法律第192号</u>）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した</p>



新	旧
<p>帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第26条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第26条において同じ。)以外の世帯 1世帯について<u>2万1000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 1世帯について<u>1万500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 1世帯について<u>1万5,075円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.75</u>を乗じて算定する。</p> <p><u>第8条 削除</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,300円</u>とする。</p>	<p>日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第26条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第26条において同じ。)以外の世帯 1世帯について<u>2万4,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 1世帯について<u>1万2,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 1世帯について<u>1万8,000円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)</p> <p><u>第8条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の5.0を乗じて算定する。</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,800円</u>とする。</p>

新	旧
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.60</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.1</u>を乗じて算定する。</p> <p><u>(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)</u></p>
<p>第12条 削除</p>	<p>第12条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の5.0</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万1,100円</u>とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>7,800円</u>とする。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p>第26条 略</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>1万8,690円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1万4,070円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>7,035円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>1万</u></p>	<p>第26条 略</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>1万6,800円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1万6,800円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>8,400円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>1万</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>5 5 3 円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6, 5 1 0 円</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>7, 7 7 0 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>3, 9 9 0 円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>1万3, 3 5 0 円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1万5 0 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>5, 0 2 5 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>7, 5 3 8 円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4, 6 5 0</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>2, 6 0 0 円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5, 4 6 0 円</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5, 4 6 0 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>5, 0 4 0 円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>1万2, 0 0 0 円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1万2, 0 0 0 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>6, 0 0 0 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>9, 0 0 0 円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>3, 9 0 0</u></p>

新	旧
<p>円</p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5, 550円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>2, 850円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5, 340円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>4, 020円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>2, 010円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3, 015円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>1, 860円</u></p> <p>円</p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除</p>	<p>円</p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>3, 900円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>3, 600円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4, 800円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>4, 800円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>2, 400円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3, 600円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>1, 560円</u></p> <p>円</p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除</p>

新	旧
<p>く。) 1人について<u>2, 220円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別 平等割額 1世帯について<u>1, 140円</u> (特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納 税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保 険法施行規則(昭和50年労働省令第3号) 第17条の2第1項第1号に規定するものを いう。)その他の特例対象被保険者等である ことの実を証明する書類の<u>提示を求められ た場合においては、これを提示しなければな らない。</u></p>	<p>く。) 1人について<u>1, 560円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別 平等割額 1世帯について<u>1, 440円</u> (特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納 税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保 険法施行規則(昭和50年労働省令第3号) 第17条の2第1項第1号に規定するものを いう。)その他の特例対象被保険者等である ことの実を証明する書類を<u>提示しなければ ならない。</u></p>

## 改正要旨

### 1 改正の趣旨

本町の国民健康保険は、平成23年度に税率改正した後、据え置いてきましたが、医療の高度化や被保険者の高齢化により、医療費は年々増加している状況から将来に渡って安定した国民健康保険の運営をしていくために税率等の見直しの必要性が生じています。

また、平成30年4月からの制度改正により、本町の国民健康保険の運営は広域化され、愛知県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、運営の中心的な役割を担い、制度を安定化させることとなります。

愛知県は、広域化に向け市町村毎に国民健康保険事業費納付金を算定し標準保険料率を示しましたので、それを参考にするとともに、被保険者にとって急激な負担増にならないよう賦課方式も含めた税率等の改正を行います。

### 2 改正の概要

(1) 国民健康保険税の課税額について、基礎課税額（医療分）、後期高齢者医療支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額としていた内容を、広域化に伴う国民健康保険事業費納付金に充てるものとしての定義を加えて整理するとともに、税率等の見直しに関する改正を行います。（第2条関係）

(2) 国民健康保険税率等の見直し

ア 基礎課税額（医療分）に関する改正

	改正前	改正後	(参考) 標準保険料率	改正条項
所得割	4.0%	4.35%	6.99%	第3条
資産割	10.0%	10.0%	—	改正なし
均等割	24,000円	26,700円	27,842円	第5条
平等割	24,000円	20,100円	19,825円	第6条

イ 後期高齢者支援金等課税額に関する改正

	改正前	改正後	(参考) 標準保険料率	改正条項
所得割	1.5%	1.75%	2.35%	第7条
資産割	5.0%	廃止	—	第8条
均等割	7,800円	9,300円	9,344円	第9条
平等割	7,200円	7,200円	6,653円	改正なし

ウ 介護納付金課税額に関する改正

	改正前	改正後	(参考) 標準保険料率	改正条項
所得割	1.1%	1.60%	2.01%	第11条
資産割	5.0%	廃止	—	第12条
均等割	7,800円	11,100円	10,473円	第13条
平等割	7,200円	5,700円	5,051円	第14条

エ 国民健康保険税の減額に関する改正 (第26条関係)

(7割軽減)	改正前	改正後	改正条項
医療分均等割額	16,800円	18,690円	第1項ア
医療分平等割 特定世帯 及び特定継続世帯以外の 世帯	16,800円	14,070円	第1項イ(ア)
医療分平等割特定世帯	8,400円	7,035円	第1項イ(イ)
医療分平等割特定継続世帯	12,600円	10,553円	第1項イ(ウ)
後期高齢者支援金分均等 割額	5,460円	6,510円	第1項ウ
介護納付金額均等割額	5,460円	7,770円	第1項オ
介護納付金額平等割額	5,040円	3,990円	第1項カ

(5割軽減)	改正前	改正後	改正条項
医療分均等割額	12,000円	13,350円	第2項ア
医療分平等割 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	12,000円	10,050円	第2項イ(ア)
医療分平等割特定世帯	6,000円	5,025円	第2項イ(イ)
医療分平等割特定継続世帯	9,000円	7,538円	第2項イ(ウ)
後期高齢者支援金分均等割額	3,900円	4,650円	第2項ウ
介護納付金分均等割額	3,900円	5,550円	第2項オ
介護納付金額平等割額	3,600円	2,850円	第2項カ
(2割軽減)	改正前	改正後	改正条項
医療分均等割額	4,800円	5,340円	第3項ア
医療分平等割 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,800円	4,020円	第3項イ(ア)
医療分平等割特定世帯	2,400円	2,010円	第3項イ(イ)
医療分平等割特定継続世帯	3,600円	3,015円	第3項イ(ウ)
後期高齢者支援金分均等割額	1,560円	1,860円	第3項ウ
介護納付金分均等割額	1,560円	2,220円	第3項オ
介護納付金額平等割額	1,440円	1,140円	第3項カ

(3) 主に雇用者側の都合で退職し国民健康保険に加入することとなった、いわゆる「非自発的失業者」の手続が見直されたことによる改正を行います。

(第29条関係)

### 3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。